

信託の終了・清算をめぐる諸問題

能 見 善 久

目次

- 1 はじめに
- 2 信託の終了・清算に関する概要
- 3 残余財産移転時期
 - (1) 信託法 181 条の意味と残余財産の帰属権利者への移転時期
 - (2) 残余財産移転時期に関する裁判例の分析
 - (3) 帰属権利者への残余財産移転に関する考え方の整理
- 4 信託終了時から残余財産引渡までの「信託」
 - (1) 信託法 176 条の意味
 - (2) 旧信託法 63 条の沿革
- 5 信託の終了・清算に関する若干の個別問題
 - (1) 清算受託者の権限
 - (2) 清算受託者の義務
 - (3) 残余財産の引渡
 - (4) 残余財産引渡・最終計算後の債務の発見

1 はじめに

信託は、受託者が信託目的に従って信託財産を管理処分する制度であり、信託財産については独立性や倒産隔離効果などが認められるとともに、受託者には信託財産の管理処分の権限・義務（善管注意義務、忠実義務）などが認められ、受益者には信託の利益を享受する権利を認めるものである。こうした信託の効果は、信託の終了によって消滅し、信託財産は、その清算を経て、帰属権利者に帰属する。このような一連のプロセスを経る点は、法人が解散し、清算を経て、残余財産が持分権者等に帰属するのと類似する。そこで、これまで、信託の終了・清算は、法人の解散と対比して議論されることが多かった。信託の終了・清算に関する規定自体が法人の解散に関する規定を参考に作られたところがある。もともと英米の信託法にはない残余財産の「帰属権利者」というような概念も、民法の法人に関する規定に由来する¹。

しかし、池田寅次郎が起草した旧信託法における信託終了の規定は、民法の法人解散の諸規定を参考にしつつも、それとかなり異なる部分があった。それは、清算に関する規定を置いていなかったことである。法人の解散の場合には、債権申出の公告、知れたる債権者への催告を経て、これらの債務を弁済する手続きが完備している（民法旧79条など）。こうした清算手続きがあるのは、法人では解散によって法人格が消滅した後は債務を弁済する主体がなくなるので、残余財産の引き渡し前に債権者への弁済を完了する必要があるからである。しかし、信託財産にはもともと法人格がなく、信託事務処理上生じた債務については受託者が債務者である。そして、信託が終了しても、受託者が債務を負担する状況は何ら変更を受けない。そのため、極端なことを言えば、信託債権者への弁済が完了する前に、信託財産が全て帰属権利者に引き渡されても、受託者に資力がある限り、信託債権者は不利益をこうむらないのである。それ故、信託においては、少なくとも信託債権者との関係では、清算は必須ではない（清算はむしろ受託者の債務をなくすという意味で受託者にとって利益がある）。

旧信託法の起草者によって、どの程度、法人の解散と信託の終了の違いが意識されていたかは不明であるが、旧信託法には、信託の清算に関する規定、信託債権者への債務の弁済以前に残余財産を帰属権利者に引き渡すことを制限する現行信託法181条のような規定

は設けられていなかった（旧信託法は、大正8年の草案までは「残余財産」という用語を用いていたが、最終草案および成立した法律では、信託債務を弁済した残りの財産という意味での「残余財産」という概念を用いていない²。これに対して、現行信託法では181条などで「残余財産」という概念が使われている）。もっとも、旧信託法65条には「最終計算」に関する規定があり、受託者は受託者としての義務をすべて履行したことを示す上で信託債権者への債務弁済が行われたことを記載するのが通常であると思われるが、このことと現行信託法181条（債務の弁済前における残余財産の給付の制限）のような規律との間には大きなギャップがある。むしろ、旧信託法は、現行信託法と異なり、信託債権者への債務の弁済以前に信託財産を帰属権利者に引き渡すことも可能であることを前提としていたと思われる³。このように旧信託法においては信託の清算についての規律を欠いていたわけであるが、それはある意味で、信託と法人とは異なるという理解が前提にあったからである。ところが、現行信託法は清算に関する規定を設けた。法人の場合と全く同じというわけではないが（会社法503条1項に規定するような、申出をしなかった債権者の除斥の制度は信託にはない）、会社の清算とほぼ同じ規定を信託法に置くことで、信託について法人と類似の扱いをすることになった。とりわけ債務の弁済前における残余財産の給付の制限を定めた信託法181条は、会社法502条に相当する規定であるが、これは、清算に関して、信託を法人に近づける重要な規定である。

ちなみに、英米の信託法では、信託の終了に関する規律はあるが、清算に関する規律がない。信託の終了に関しては、リステイトメントにおいて、終了原因や残余財産の引き渡しについて詳細な定めがあるものの（第2次信託法リステイトメント§§330~347）、清算に関する規定はない。また、UTC（統一信託法典）も同様であり、清算に関しては規定がない。さらにUTC§817(b)は、受託者が債務の弁済等に必要な分を留保して、その他の信託財産については、信託終了原因の発生によって直ちにその権利を有する者に引き渡すべきことを定めているが（日本の信託法181条も債務弁済に必要な財産を留保すれば、その他の財産を帰属権利者に引き渡すことができる旨を規定しているが、債務完済前は信託財産を帰属権利者に引き渡すことができないことを原則としている点で、アメリカの信託法の考えとは異なる）、これは信託債権者への債務の弁済が完了する前に信託財産を引き渡すことを認める立場が前提となっている。信託債権者の債務の弁済を完了してから信託財産を引き渡すという清算の考え方がとられていないのである。信託においては、信託

事務処理のために生じた債務の債務者は受託者であり、信託財産が帰属権利者に引き渡されても、信託債権者は受託者に弁済を請求できるので、受託者に資力がある以上は問題がないという考え方があるのである。

旧信託法は信託の終了・清算に関して、英米法の信託に近い考え方を採用していたが、新信託法はこれと決別し、信託を法人に近づけた。とはいえ、信託の終了は、受託者が信託財産の管理者として債務を負担した法的地位を消滅させるものではなく、信託債権者が受託者に債務の履行を求めることができる関係は信託終了後も存続する点は、法人の解散の場合と根本的に異なるところである。このような違いから、信託の終了・清算手続きも、法人や会社の解散、清算、持分権者への分配とは本来異なるのである。両制度を比較しながら検討することで、信託の終了・清算・残余財産の帰属の特徴も明らかになるであろう。

2 信託の終了・清算に関する概要

旧信託法は、信託の終了（清算・残余財産の帰属権利者への移転を含む）に関しては、①信託の終了原因についての規定（旧信託法 56 条-60 条）、②信託終了によって信託財産が帰属する者（帰属権利者）についての規定（旧信託法 61 条、62 条）、③信託の終了原因発生後、残余財産が帰属権利者に移転するまで、帰属権利者を受益者と看做す旨の規定（旧信託法 63 条）、④帰属権利者に移転した信託財産に対する受託者の権利（旧信託法 64 条）、⑤信託の最終計算に関連する規定（旧信託法 65 条）を有していた。

現行信託法も、多くの点で旧信託法とほぼ同様の内容の規定を有するが、前述したように、信託の清算に関しては、会社の清算に大幅に近づけた規定を設けている。条文順に見ていくと、①信託の終了事由（163 条-174 条）、②信託の清算手続等に関する規定（175 条以下）、③清算が終了するまで信託の存続を擬制する規定（176 条）、④残余財産の帰属先（帰属権利者）に関する規定（183 条、184 条）などがある。このうち、①③④は、旧信託法とほぼ同じであるが、②は旧信託法にはなかった規定である。

現行信託法は、上記のように信託の終了・清算に関して一通り規定を設けたが、幾つかの重要な問題について、必ずしも明確に規定していないため、見解の対立が考えられるものがある。これらの中には、第 1 に、旧信託法の時代から議論されていた問題であるが、

残余財産が何時、どのように帰属権利者に移転するかという基本問題がある。この問題は、信託の終了のメカニズムを理解する上で基本的かつ重要な問題である。第2に、信託の終了事由の発生から、清算を経て、残余財産が帰属権利者に移転するまで、信託法176条は、信託が存続するものと看做すが、その意味は何なのか、終了事由の発生によって信託が消滅するものの、残余財産が帰属権利者に移転するまで、受益者ないし帰属権利者を保護するために、法律が擬制する「法定信託」なのか⁴、それともそれは「原信託の延長」なのか。原信託の延長なら、そもそも信託の存続を擬制する必要はないのに、なぜ終了事由発生によって、信託が終了するとした上でその存続を擬制するのか。さらには、委託者へ残余財産が戻る場合については「復帰信託」と考えるべきか、などが議論されている⁵。この問題は、単に説明の仕方の問題かもしれないが、信託の仕組みの理解にとって重要である。

こうした信託の終了ないし清算に関する基本問題のほかに、清算受託者の権限の範囲や、清算段階で信託財産に含まれる債務や積極財産をどのように扱うか、最終計算に対する受益者・帰属権利者の承認の意味、残余財産が帰属権利者に移転した後になお信託債務が存在することが分かった場合の処理など、終了・清算に関する個別的な問題もいろいろ存在する。

以下では、信託終了・清算に関する基本問題について検討した後、個別問題の幾つかについて検討する。

3 残余財産移転時期

(1) 信託法181条の意味と残余財産の帰属権利者への移転時期

残余財産移転時期の問題は、清算のあり方全体にも影響する基本的な問題であり、最初に検討しておく必要がある。

残余財産の移転時期に関連して、直接的に規定する条文は存在しない。しかし、信託法181条は、信託の「債務を弁済した後でなければ、信託財産に属する財産を……残余財産受益者等に給付することができない」と規定しているので⁶、信託財産をもってする信託債務の弁済などの信託清算が終了するまでは、信託財産は帰属権利者に移転しないことを規定していると考えられることもできる。もっとも、同条は、信託財産の帰属権利者への「移転」

とは規定しておらず、「給付」することができないと規定しているにすぎないので、そこで問題となるのは「権利の移転時期」ではなく、有体物であれば「占有の移転時期」であるとも見ることできる。そして、帰属権利者に信託財産の権利が移転しても、受託者にこれら財産を債務の弁済のために処分する権限があると考えれば、信託債権者に対する債務の弁済などの清算行為には支障がないとも言えるが、現行信託法の条文の解釈としては、合理的な解釈とは言えないであろう。やはり、信託法 181 条は、債務の弁済の必要があるときは、信託財産は帰属権利者には移転しないという考え方を前提にしていると考えべきである。

この点は、英米の信託の考え方が強く残っている旧信託法と異なるところである。前述のように、旧信託法には、現行信託法 181 条に相当する規定はなく、信託債権者への債務弁済以前であっても、信託財産が帰属権利者に移転されることは禁止されていなかった。旧信託法の前提とする立場からすると、信託終了の発生時に信託財産は原則として帰属権利者に移転するという考え方も可能だったかもしれない（信託終了事由の発生によって当然に移転するか、移転行為を必要とするかは別の問題である）。しかし、いずれにせよ、現行信託法では会社法 503 条に相当する信託法 181 条が規定されたことで、信託債権者への債務の返済が残っている場合には、帰属権利者に残余財産を移転することができなくなった。

ところで、残余財産の帰属権利者への移転時期の問題と理論的には区別されるが密接な関連のある問題として、残余財産の移転のために、改めて「移転のための意思表示」が必要なのか、それとも移転を妨げる事由がなくなった時に（債務の弁済の完了など）「当然に」移転するのかという問題がある。この問題は、現行信託法のもとであれ、旧信託法のもとであれ、いずれにおいても生じる。移転時期の問題と関連させて、この点も検討しなければならないのであるが、これら理論的な観点からの検討をする前に、旧信託法のもとで信託財産の帰属権利者への移転の問題を扱った裁判例があるので、これを初めに分析・検討したい。

(2) 残余財産移転時期に関する裁判例の分析

(a) 知的財産高等裁判所平成 24 年 2 月 14 日判決⁹の事実関係および判旨

この事件は、旧信託法が適用されたものであるが、信託終了発生後、どの時点で信託財産が帰属権利者に移転するかが問題となった。この事件における主たる争点は著作権に関するものであるが、信託の終了も重要な争点であった。事実関係は次の通りである。

この事件で争われている著作権の著作権者は、韓国在住の Z (複数者) であるが、Z はその著作権を韓国法人 TMA (The Music Asia) に信託し、さらに TMA は平成 15 年 9 月 18 日に日本の X (著作権管理事業者) に再信託していたところ (これを本件信託契約と呼ぶ)、Y (通信カラオケ業者) がその著作権を侵害したとして、受託者 X から Y に対して損害賠償請求がなされたというものである。原著作権者 Z から直接 X に信託した音楽著作権もあるが、これについての検討は省略する。TMA と X の間の著作権管理信託契約においては、TMA が委託者兼受益者、X が受託者、原著作権者 Z が帰属権利者とされている。信託目的は、著作権の管理および著作権使用料の受益者への分配である。信託財産は、TMA が原著作権者から信託譲渡を受けた音楽著作権である。平成 16 年 8 月 31 日、X から Y に対して約 9 億円の損害賠償請求訴訟が提起されたが、これに対して、Y は著作権侵害を争うほか、TMA と X との間の本件信託契約が TMA からの解除によって終了しており、X には訴訟を遂行する権限がなくなったと争った。本件信託契約において、準拠法は日本法とされていたので、TMA と X との間で設定された信託の終了の効果は、本件信託契約の定めおよび日本の信託法によって判断されることになる。また、本件信託契約は平成 15 年に締結されたので、旧信託法が適用されることになった。

信託の終了に関して、本件信託契約 19 条では、「甲 (筆者注: TMA のこと) は、信託期間内においても書面をもって乙 (筆者注: X のこと) に通知することにより本契約を解除することができる。この場合、本契約は、通知の到達の日から 6 か月を経過した後最初に到来する 3 月 31 日をもって終了する」旨記載されていた。然るところ、TMA が X との信託契約を平成 18 年 7 月 14 日付け書面で解除し、その通知が 7 月 20 日ころ X に到達したので、「到達の日から 6 か月を経過した後最初に到来する 3 月 31 日」である平成 19 年 3 月 31 日に、本件信託契約の解除の効力が発生した。なお、この間、平成 18 年 10 月に TMA 社は解散し、平成 19 年 3 月 28 日に清算終了の登記がなされた。

争点は、信託終了の効果の発生した平成19年3月31日に、Xが受託していた信託財産が帰属権利者(Z)に移転・帰属し、それによって受託者は信託財産に対する一切の権限(Yに対する損害賠償請求訴訟を遂行する権限も含む)を失ったのか、それともまだ一定の管理権限が残っているのか、である。裁判所(知財高裁)は、信託終了の効果の発生とともに、直ちに、信託財産(著作権、損害賠償請求権など)が全て帰属権利者に移転し、Xは信託財産についての権限を失ったと判断した。

(b) 裁判で争われた幾つかの争点

第1は、信託財産の帰属権利者への移転時期に関して原則としてどのような考え方をするかである。上記判決は、信託財産が帰属権利者に移転する時期は信託終了時であるという考え方をしている。もっとも、債務の弁済などの清算の必要がある場合も同様な立場をとるのかは明確でない。旧信託法には現信託法181条に相当する規定は存在しない。そこで、旧信託法のもとでは、信託債務が残っていても、信託財産を帰属権利者に移転することが可能であると解するもできる。しかし、旧信託法のもとでも、明文の規定はないが、信託債務や受託者の信託報酬が残っているのであれば、これらが弁済されてから、信託財産は帰属権利者に給付されるべきだという考えもありうる。

どちらの見解が適当か。信託債権者からすると、受託者が固有財産で責任を負うから、受託者に資力があるならば、信託債権者が弁済を受ける前に信託財産が帰属権利者に移転しても、不利益はない(この点が会社の清算と異なる)。しかし、それは受託者に資力があることが前提であり、受託者に十分な資力がない場合も考えられるから、制度の仕組みとしては、信託債務の弁済がなされる前に、信託財産が帰属権利者に給付されることを制限することは不合理ではない(現行信託法181条の規律と同じ解釈をすることになる)。また、受託者が固有財産で信託債権者に対する債務を弁済した場合には、受託者としては信託財産に対して補償請求権を行使できるが、その弁済がなされる前に信託財産が帰属権利者に移転するのは、受託者の利益も害する(旧信託法64条が準用する54条によれば、受託者は帰属権利者に移転した信託財産に対して補償請求権に基づいて強制執行などができるが、帰属権利者に移転する前の段階で、信託財産で債務を弁済したり、補償請求権を行使する方が受託者にとっては便利である)。このような信託債権者や受託者の利益をどう考えるかが問題となる。現行181条のような規定がない旧信託法のもとでは、受託者は信託財産

が残っていても信託財産を帰属権利者に移転することができるが、受託者の意思に反して当然に移転することはないと考えるのが適当であろう。信託債務が残っているのに、信託財産が当然に帰属権利者に移転することは、信託債権者および受託者の利益を害するからである。特に、信託財産で債務を弁済しようと考えていた受託者の利益を害する。もっとも、これだけでは受託者の利益は保護されても、信託債権者の利益は十分に保護されない。しかし、受託者に十分資力がないのに信託財産を帰属権利者に移転することは詐害行為になると考えることで対処が可能であろう。

このように考えると、受託者が信託債務が残っていることを知りつつ信託財産を帰属権利者に移転することは可能ということになるが、後で固有財産で信託債務を弁済した受託者は帰属権利者に移転した信託財産に対して強制執行ができる。これによって帰属権利者が予想外の不利益（求償）を被ることがある。帰属権利者との関係でも信託債務は弁済されていることが望ましい。仮に、信託債務が残っているにもかかわらず信託財産の引渡しが行われる場合には、帰属権利者もそのことを承認した上で引渡しを受けることになる。

このように、旧信託法のもとでは、信託債務が残っている場合にいつ信託財産が帰属権利者に移転するかについて、難しい問題があるが、上記判決は、こうした問題については十分検討していない。上記判決は、債務の弁済の必要のない事案において、信託終了時に信託財産が帰属権利者に移転するという立場をとったものと解すべきであり、信託債務等の弁済が必要な場合について述べていないと考えるのが適当であろう。いずれにしても、現行信託法のもとでは、信託法 181 条により、債務の弁済がなされるまで、信託財産を帰属権利者に移転することはできない（現行信託法 181 条についての詳しい検討は後で行う）。

第 2 に、この裁判で直接争われたのは、信託財産に含まれる積極財産である著作権について、それをどのような状態で帰属権利者に移転するかという問題である。特に問題となったのは、帰属権利者に移転すべき著作権が第三者によって侵害され、受託者が著作権侵害を理由に損害賠償請求の訴訟を提起している場合に、その訴訟中であっても、信託財産はそのままの状態でも帰属権利者に移転するかという問題である。この点について、一番判決は、著作権は信託終了によって直ちに帰属権利者に移転するが、訴訟係属中の損害賠償請求権については、信託終了事由が発生したというだけでは受託者は権限を失わないとした。しかし、高裁では、著作権とともに、損害賠償請求権も、信託終了時に帰属権利者

に移転するとされた。もっとも、高裁判決の趣旨は必ずしも明確でないところがある。高裁判決は、この事件における信託契約では、信託契約が解除されてから一定の期間（6ヶ月）が経過した時点で信託が終了するものとされており、この間に、受託者としては十分に信託終了に向けての準備する時間があったことを理由に、信託終了（この一定期間経過時のこと）とともに、直ちに信託財産が帰属権利者に移転することで問題はないとしたものである。この高裁判決の考え方は、委任終了時の応急処理義務（民法654条）の考え方に近い。この事件の事実関係のもとでは、たまたま、解除通知から一定期間経過してから信託が終了することになっていたために、応急処理が可能であった。しかし、そのような猶予期間がなかった場合であればどうか。信託終了原因が発生すると、その瞬間に信託財産が帰属権利者に移転するというのは、帰属権利者の利益を害することになり、適当ではないであろう。

一般的な考え方としては、信託終了原因が発生した場合に、信託の清算が必要ないときでも、帰属権利者が信託財産に関する事務を引き継ぐことができるまでは、受託者は必要な事務を継続する必要があると考えるべきである。委任終了時の応急処分義務（民法654条）と同様の考え方が信託終了の場合にも妥当する。しかし、この期間は裁判が終了するまで続くというものではないであろう。受託者としては、できるだけ早く帰属権利者に残余財産を引き渡すことができるように、実体法的にも、訴訟法的にも措置を講じるべきである。この期間は、帰属権利者側の状況および受託者側の状況によって異なってくると思われる。このような考え方からすると、信託財産が帰属権利者に移転する時期は、ケース・バイ・ケースで異なることになる。残余財産移転時期に関する以上のような考え方は、残余財産移転が上記のような時期に当然に生じるのか、移転のために一定の移転行為（移転のための意思表示）が必要なのかという問題にも影響する。なぜなら、残余財産を帰属権利者に移転すべき時期がケース・バイ・ケースで異なるとすると、移転のための移転行為を必要としないという立場では、実際に何時残余財産が帰属権利者に移転したのかが不明確となるからである。残余財産の移転によって、清算受託者の権限も失われるとすると、その時期は明確であることが望ましい。

(3) 帰属権利者への残余財産移転に関する考え方の整理

以上の裁判例も踏まえて、現行信託法のもとでの帰属権利者への残余財産の移転に関する問題の整理をしておきたい。上記(2)(b)で述べたように、残余財産移転に関しては、移転時期の問題と残余財産移転のために移転行為が必要かという問題がある。両者は、密接な関連がある。論理的にどちらが先行する問題なのか、にわかに判断が難しいが、以下では、便宜上、移転行為の要否の問題から検討することにする。なお、この問題は、現行信託法においてであれ、旧信託法においてであれ、同様に問題となり、また、清算の要否(現行信託法181条のような規定の有無)に関係なく問題となるので、現行信託法の問題としてこれを論じるが、適宜旧信託法下の学説にも言及する。

(a) 残余財産移転のための移転行為(移転の意思表示)の要否

この点については、前述の知財高裁平成24年2月14日判決は、「上記終了により、一審原告の受託財産である原権利者の有する著作権(複製権・公衆送信権)は直ちに委託者であるTMA社に移転した」(傍点筆者)と述べているので、特別の移転行為を必要とすることなく、信託財産を構成する著作権等が帰属権利者に移転すると考えているようである。

学説(主に旧信託法下の学説)では、受託者による移転行為を不要とする説(当然移転説)と受託者による移転行為を必要とする説(移転行為必要説)の両方が主張されているが、いずれの立場においても、例外を認めるので、両説の差はそれほど大きいわけではない。しかし、基本的な考え方の点で対立があるのも確かである。

(i) 当然移転説からすると、信託財産を帰属権利者に移転するについて障害がなければ、信託終了によって当然に信託財産は帰属することになる。この立場において重要なのは、第1に、信託終了とともに、信託財産が受託者の処分行為を経ずに帰属権利者に移転するのをどのように法的に説明するか、である。第2に、信託財産の即時移転を妨げる事由があるとすれば、それは何かである。

第1の点(当然移転をどのように説明するか)については、信託の終了原因によって異なる点もあるが、信託に存続期間が設定されており、その期間が到来したことで信託が終了する場合を考えてみよう。信託終了までは受託者の名義の財産であり、その処分権限は受託者にあるから、本来は受託者による処分行為(意思表示)がなければならぬはずで

ある。もっとも、物権変動について民法は意思主義をとっているから（民法176条）、登記の移転や占有の移転などは必要ない。物権変動を意図する意思表示があればよい。いずれにせよ、最低限、物権変動のための受託者の意思表示は必要だということになる。しかし、信託期間が到来しただけでは、信託財産を処分するという受託者の意思表示があったとは言えないから、この場合に受託者から帰属権利者への信託財産の移転を説明できない。

他の説明の仕方はあるであろうか。信託終了時に受託者の信託財産移転の意思表示がなくても信託財産が帰属権利者に移転することを説明する方法としては、信託行為における帰属権利者の定め自体が信託財産の物権的帰属を意図しているというものが考えられる。この場合にも、2つの説明の仕方がある。

1つの説明は、委託者の2段階ないし2重の処分行為があるというものである。すなわち、委託者がまず、信託設定によって受託者に信託財産となるべき財産を処分し、さらに同じ信託行為の中で、信託終了を条件として帰属権利者へ信託財産を移転する意思表示も表示したという説明である。連続受益者に似た説明である。ただ、連続受益者の場合には、条件ないし期限の到来によって第1受益権が消滅して、条件ないし期限付きの第2受益権の効力が生じるという説明が可能であるが、信託財産の処分について同じような連続の2段階処分（第1処分＝委託者→受託者、第2処分＝委託者→帰属権利者）を説明することはできるのだろうか。英米の財産法では、A（所有者）がBに一定期間またはBの一生の間利益を享受できる権利（生涯権）を与え、Bの権利の消滅後はCに権利を与えるという財産の処分が可能であるが¹⁰、日本の物権法のもとでは連続的に所有権を与える処分はできない。信託の場合にだけ特に認められていると説明することになる。また、仮にこのような2段階ないし2重の処分ができるとしても、信託終了による帰属権利者への残余財産の帰属は、一般には受託者から帰属権利者への財産権の承継的な移転であると考えられていると思われるので¹¹、「（信託設定時）委託者から受託者」および「（信託終了時）委託者から帰属権利者」への2段階処分・2重処分ではこれを説明できないという問題もある。もっとも、信託終了による信託財産の帰属権利者への帰属が受託者からの承継取得なのか、それとも受託者の権利が消滅することで始期付きないし条件付だった帰属権利者の権利が現実の権利となるのか、は明らかでない。後者のように理解することも不可能ではないかもしれない。

もう1つの説明の仕方は、信託終了時には帰属権利者に信託財産を処分するという受託

者の意思表示が信託を引き受ける際の「受託者の意思表示」の中（従って信託行為の中）に含まれているという説明である。しかし、信託設定時の受託者の意思表示に根拠を求めた場合には、信託終了時に信託財産を構成する財産が何になるかの不確定であるだけでなく、誰が帰属権利者になるかも不確定な場合には、はたしてこのような受託者の処分行為が可能なのかという問題がある。信託終了時の財産を、帰属権利者に移転するという債権的義務を発生させる意思表示を予めしておくことも可能かどうか問題がある。

第2点目の問題、すなわち当然移転説の立場に立っても、当然移転を妨げる事由が存在する場合には、その事由が消滅するまでは移転しないとするとときに、どのような事由が当然移転を妨げるのかについては、①法律上の障害、②信託行為で定められた事由、③信託財産の性質に基づく事由などが考えられる。

①法律上の移転障害事由としては、現行信託法181条で「第一百七十七条第二号及び第三号の債務を弁済した後でなければ……残余財産受益者等に給付することができない」と規定されていることが挙げられる。信託債務弁済完了までは信託財産は帰属権利者へ移転しないと考えることになる。なお、受託者が費用償還の権利などを有する場合にも、受託者は信託財産からその支払いを受けるまでは信託財産を帰属権利者に給付することを拒むことができるので（51条）、この場合も信託財産は当然には帰属権利者に移転しない。

②信託行為における定めによって信託財産が当然に帰属権利者に移転しない例としては、帰属権利者には信託財産を現物ではなく金銭で交付することになっている場合が挙げられる。信託終了時の信託財産が有価証券や債権など金銭以外の財産となっているときには、受託者はこれらを換金する必要がある、それまでは信託財産は帰属権利者に移転しない。また、信託財産が個人では換金が困難な外国の証券などになっている場合にも、帰属権利者が希望するならば、これら信託財産を換価してから交付すべきであろう（会社の清算の場合における会社法505条を参照）。

③財産の性質から帰属権利者への即時移転が妨げられるのは、信託財産が金銭の場合である。金銭は、占有とともにその所有権が移転するとされているから、受託者から帰属権利者への占有移転行為がないと移転しない。また、通常は信託財産を構成することはないであろうが、ゴルフ会員権のように理事会の承認など一定の手続きを経ないと移転できないような財産の場合も即時移転はできない。

信託財産の即時移転を妨げている事由が消滅したときには信託財産はどうなるのか。改

めて受託者の行為を要することなく当然に信託財産は帰属権利者に移転するのか、受託者による移転行為を必要とするのかは、第1の問題についての考え方を当てはめることになる。

(ii) 移転行為必要説においては、信託が終了したというだけでは信託財産は帰属権利者に移転せず、移転のためには、受託者による処分行為（移転行為）が必要となる¹²。移転に必要な処分行為ないし移転行為は、残余財産移転を意図する受託者の意思表示である。対抗要件でしかない登記や占有移転は、残余財産の移転のためには必須ではない。もっとも、信託財産が金銭の場合には、金銭所有権移転の特殊性から、権利移転には金銭の占有移転が必要である。以上が原則であるが、次の場合には、信託終了時に受託者の処分行為がなくともよいが、問題がないではない。

第1に、信託終了事由が発生した場合には受託者の処分行為を要することなく当然に帰属権利者に信託財産が移転すべき旨が信託行為に定められている場合である。この場合は、結局、当然移行説と同様に、信託設定時に受託者の処分行為があると見ることになる。ただ、信託設定時には、信託終了時の財産は確定しておらず、帰属権利者も不確定であるにもかかわらず、受託者の処分行為を考えることができるかという、当然移行説について述べたのと同様の問題がある。

第2は、委託者と受益者の合意による信託終了の場合である（164条1項）。旧法下の学説では、旧信託法57条-59条の「解除」の場合は、解除によって信託財産が帰属権利者に「物権的に帰属する」とすると解されていた¹³。もっとも、現行信託法164条1項による委託者と受益者の信託終了の合意は、実質は旧信託法57条-59条と変わらないが、「信託の解除」という法律構成をとっておらず、信託を終了手続きを開始させる事由でしかない。従って、これによって、遡及的に信託財産が委託者に戻ることを導くことはできない。旧信託法下の学説のように、解除の意思表示があることを理由に帰属権利者への信託財産の移転を説明するのは困難である。また、解除ないし信託終了の意思表示は委託者と受益者の合意によって行われるところ、信託終了時の信託財産は受託者の名義になっているから、これを処分する権限は受託者にあるのであって、委託者と受益者の合意だけで信託財産が受託者から帰属権利者に移転することを導くのは困難であろう。

なお、移転行為必要説において、信託財産を構成する財産が複数ある場合に、それぞれについて移転行為が必要なのか、包括的な移転行為ができるのかも問題となりうる。信託

財産を集合物の如く考えて、1つの移転行為を考えることもできるかもしれない。ただ、現在の集合物論は、集合動産、集合債権を想定しているが、不動産についてはカバーしておらず、また、動産と債権などと異なる種類の財産に亘る場合を念頭においていないという説が有力なので、信託財産を包括的に1つの意思表示で移転することは難しい。

(b) 信託財産が帰属権利者に移転すべき時期

残余財産移転のために移転行為が必要とする立場からは、受託者は何時残余財産を移転する行為をすべきかが問題となる。現行信託法のもとでは、信託の清算を結了した後、遅滞なく移転する義務があるというべきであろう。その具体的な時期は、受託者として清算のために行わなければならない行為によって異なる¹⁴。最終計算との関係については、次のように考える。信託法 184 条は、受託者が清算を終了した後、信託の最終計算を行い、信託終了時の受益者および帰属権利者の承認を求めなければならないと規定しているが（会社の清算においては決算報告に相当する。会社法 507 条は、株主総会で決算報告の承認を受けるべきことを規定する）、これは受託者の責任を免除する効果を考へてのことである。承認の問題は理論的には残余財産の移転時期とは関係がない。残余財産を移転した後（残余財産である金銭を帰属権利者の口座に移転してするなどして）、最終計算の承認を得ることもできるし、最終計算の承認を得てから残余財産を移転することも可能だと考えられる。

移転行為不要説からは、信託財産の移転が可能となった時に当然に移転するということになる¹⁵。従って、信託終了事由が発生したときに、権利移転の障害となる事由がなければ、その時点で信託財産は当然に帰属権利者に移転する。また、権利移転の障害となる事由がある場合には、それが解消した時点で当然に信託財産が帰属権利者に移転する。権利移転の障害があるために信託終了時に直ちには権利移転が生じない場合としては、①信託終了時の信託財産を換金して金銭で引き渡すことになっている場合、②受託者が費用補償請求権や信託報酬請求権を有していて、信託財産から支払いを得ることができる場合、③信託が第三者に対して未履行の債務を負っている場合（現行信託法 181 条）などが挙げられる¹⁶。

一見すると、移転行為必要説からの残余財産移転時期についての考え方と不要説からの移転時期についての考え方は対立するようであるが、前者の立場でも移転のための準備行

為を必要としない場合には、受託者の意思表示さえあれば、終了時に直ちに信託財産が帰属権利者に移転する。また、後者の原則として終了時に即時に移転するという立場でも、即時には移転しない例外が幾つも認められるので、移転時期という点で両説は実はあまり大きな違いはない。むしろ、移転のために受託者の処分行為（移転のための意思表示）が必要か否かの方が大きな違いと言えよう。

4 信託終了時から残余財産引渡までの「信託」

(1) 信託法 176 条の意味

信託法 176 条は「信託は、当該信託が終了した場合においても、清算が終了するまではなお存続するものとみなす」と規定しており、これは「信託の存続の擬制」であるとされている。立案担当者によれば、これは原信託が終了・消滅した後に、法律の規定で成立する「法定信託」ではなく、原信託の延長に過ぎないとされている¹⁷。原信託の延長という考え方は、信託終了事由発生後の信託も、受託者の権限が信託の清算に限定され、受益者が残余財産受益者または帰属権利者（182 条）に変わる点を除けば、原信託と全く同じだと考えるものである。

(2) 旧信託法 63 条の沿革

現行信託法 176 条は、旧信託法 63 条を承継したものである。そして、旧信託法 63 条は、おそらく法人の解散に関する民法旧 73 条「解散したる法人は清算の目的の範囲内に於ては其清算の結了に至るまで尚ほ存続するものと看做す」にならったものであろう。会社法 476 条にも、同様の規定があるが、これも遡ると、民法旧 73 条に行き着く。この規定には、梅謙次郎の法人についての考え方が色濃く出ている。梅は、法人擬制説の立場から、法律の規定によって初めて法人に人格が与えられるという考え方にに基づき¹⁸、法人の解散の場合には、理論上は、法人に人格を与えていた「法律の仮定」（法律による擬制のこと）がなくなるので、法人は直ちに消滅すると解するしかない、という¹⁹。しかし、それでは法人財産は無主物になってしまうし、法人に対する債権者を害する。また、そもそも社団・財団

に法人格を認めて一定の活動をさせるという法人制度の趣旨にも反するので、解散から清算結了・残余財産引渡まで、法人の存続を擬制すると説明する。そして、このような規定は外国の法律には一般にはないが（もっとも、ドイツ民法49条2項には類似の規定がある²⁰⁾、理論的には必要な規定であることを強調する²¹⁾。その後の学説は、民法旧73条について、梅ほど、解散事由の発生によって法人格が消滅するのが理論的に当然の帰結だということを強調しないが、法人の存続期間を清算終了まで延長する必要がある、そのための規定であるという理解が一般的であった²²⁾。旧信託法63条は、このような民法の規定にならったものである。

しかし、法人にしても、信託にしても、解散事由や終了事由が発生したことで、当然に法人格が失なわれたり、信託が消滅（受託者の権限が消滅）するものではないであろう。清算が終了するまでは、法人格が存続し、信託が継続するとするのがむしろ自然である。信託法176条に関していえば、「存続するものとみなす」必要はないのであり、単に「存続する」ということでよかったのではないかと考える。

因みに、アメリカの第2次信託法リステイトメントでは、344条で、信託の終了に際しての受託者の権限と義務の問題として、「信託の終了時期が到来した場合には、受託者は信託の清算のために必要な権限と義務を有する（When the time for the termination of the trust has arrived, the trustee has such powers and duties as are appropriate for the winding up of the trust）」と規定している。信託終了（termination）の後に清算（winding up）が続くという構造は、日本の信託法と同じであるが、受託者の権限・義務の範囲・内容が清算目的に合わせて縮減ないし変更を受けるだけで、信託の存続を擬制するということはない。

5 信託の終了・清算に関する若干の個別問題

(1) 清算受託者の権限

信託法178条は、「清算受託者は、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有する。」と規定する。この権限は、信託行為によって拡張または縮減することができる。清算受託者に認められる権限は、大別すると、①信託債務の弁済など清算に関する行為と、

②残余財産を帰属権利者に引き渡すための準備行為に分かれる。債務を弁済するために信託財産を換金したり、帰属権利者に金銭で引き渡すことになっている場合に信託財産を売却したりすることができる。

一般的には、清算受託者の権限の有無が問題となることはあまりないであろう。その中で、先に検討した知財高裁の判決で問題となった訴訟をする権限の有無が重要である。一般に、受託者は自己の名で訴訟の当事者となり、受託者に対する判決は信託財産に対して効力が及ぶという意味で、信託に関する訴訟は法定訴訟担当として説明される²³。そして、受託者の信託財産についての管理権限がなくなれば（信託財産が帰属権利者に帰属したりして）、信託財産に関する訴訟は提起できないことになるのは異論がない。問題は、受託者に清算のための信託財産管理権限はあるが（信託財産はまだ帰属権利者に帰属せず、受託者のもとにある場合を考える）、その中に訴えを提起する権限まで含まれるかという問題である。信託財産に対する侵害があったり、債権が時効にかかりそうなときに、妨害排除請求や債務の履行を求める訴えを提起することは、信託財産の保護・保存のために必要であるから、そのような権限が清算受託者にあるとすることには問題はないであろう。しかし、他方で、そのような保存行為的な訴訟であっても、長期にわたる可能性がある場合に、当該信託財産を帰属権利者に引き渡すことなく、いつまでも受託者に訴訟権限があるとすることも問題である。訴訟手続にも関係するので、詳細な検討は別の機会に行いたい。清算受託者の権限として訴訟当事者になる権限には一定の限界があると考えべきである。

(2) 清算受託者の義務

清算段階における問題としては、清算受託者の義務が重要である。この中にもいろいろあるが、残余財産移転義務についてだけ触れておく。清算受託者は、残余財産を帰属権利者に移転することが可能となった場合には、移転行為をしなければならない。残余財産が処分行為なくして当然に帰属権利者に移転するという立場を取る場合には、何時移転したかが問題となるにすぎないが、有体物のように権利が移転しても占有が受託者に残るときは、受託者としては占有の移転をする義務がある。なお、この占有移転が完了するまでは、信託法 176 条の信託存続が擬制されると考えるべきであろう。残余財産移転のためには移転行為（受託者の意思表示）が必要とする立場からは、信託財産の移転が可能となった時

期に、受託者は残余財産移転のための処分行為をする義務が生じる。処分行為が理由なく遅れた場合には、受託者の残余財産移転義務違反が生じ、損害賠償責任が生じることもある。

(3) 残余財産の引渡

残余財産は、信託行為に定められた方法で、帰属権利者に引き渡されるが、信託行為で何も定められていない場合には、信託財産を現状で引き渡すことになる。信託財産が各種の財産から構成される場合に、これらが一定時期に一度に帰属権利者に引き渡されるとは限らない。移転可能な財産から順次に引き渡すことになる。信託債務の弁済が未了でも、そのための十分な資金が確保されている場合には、その他の信託財産が先に帰属権利者に引き渡されることもある（信託法 181 条但書）。

(4) 残余財産引渡・最終計算後の債務の発見

信託の清算が一応終了し、残余財産が帰属権利者に交付され、また、受託者の最終計算も承認された後になって、信託債務の存在が明らかになる場合がある。たとえば、土地・建物などの信託財産から損害を被った者の損害賠償債権が存在していたことが後から明らかになることなどが考えられる。この場合に、債権者は何ができるかが問題となる。信託の清算手続きの中には、債権者に対する公告手続きはなく、また、申し出なかった債権者の除斥の制度もない。また、そもそも法人の解散・清算と異なり、信託の終了・清算では債務者（受託者）の法人格が消滅するということはないので、残余財産が帰属権利者に帰属した後であっても、信託存続中の信託債務にかかる債権である以上は、受託者が固有財産による責任を負うことになる。信託の最終計算書が受益者・帰属権利者によって承認されたとしても、これは受託者が受益者・帰属権利者に対して責任がないことを確定するに過ぎず、受託者の信託債権者に対する責任を遮断するものではない（184 条 2 項）。ここまでは異論がないであろう。しかし、帰属権利者に移転した財産の扱われ方、債権者に弁済した受託者から帰属権利者への求償などの点については、どのように扱うのが適当か議論がありうる。

第1に、「残余財産」として帰属権利者に移転した財産の扱い方についてである。①未払いの債務が残っていた以上は、帰属権利者に引き渡したのは厳密には「残余財産」ではなく（債務を弁済した残りが残余財産だから）、弁済未了の信託債務額に相当する額については、本来は帰属権利者に給付できなかったものである（181条）。そこで、その分については帰属権利者に権利が移転していないという考え方もできそうである。給付がなされたとしても、その分の権利はまだ清算受託者に残っていると考えるのである。特に、受託者から帰属権利者への残余財産の移転のために清算受託者の処分行為は不要で、移転のための条件が満たされれば、当然に移転するという考え方（当然移転説）をとると、信託債務が残っていた以上は、信託財産を帰属権利者に移転するための条件が満たされていなかったことになるので、信託財産はなお受託者に残っているという考え方はおかしなものではない（さらに、清算受託者のところに信託財産がまだ残っているから、176条の擬制信託がまだ存続していることになり、あらためて清算が行われる）。②しかし、これに対して、残余財産の帰属権利者への移転には清算受託者の処分行為が必要であるとすると、（ア）債務が残っているのにした受託者の処分行為は無効だといえ、前述の立場と同じ結論になるが、（イ）受託者の手続き違反はあるにしても、処分行為までは無効にならないとすると、帰属権利者に移転した信託財産はそのまま帰属権利者の財産として扱われることになる。その場合に、信託債権者は帰属権利者に帰属した信託財産に対して信託債権に基づいて強制執行などはできないと考えることになる。なお、処分行為は有効であるとしても、信託債権者からの不当利得返還請求は認められる余地があるが、この点については後述する。①と②（（ア）または（イ））のうちのどの考え方によるべきか。現行信託法では受託者の清算義務を明確にし、清算終了まで残余財産の引き渡しができないことが規定されているが（181条）、「当該債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合」はその余の信託財産を給付できるとされており、このような規定の体裁からすると、未払い債務が後から発見された場合や、留保した財産が足りなかった場合に、帰属権利者への給付が無効とするような強い効果までは想定されていないと考えるべきであろう。要するに、後から信託債務が発見されても、受託者がした帰属権利者への処分行為まで無効にするものではないと考える（上記②（イ）の立場）。受託者の権限外処分が単に受益者の取り消しの対象となることと比較しても（27条）、ここだけ無効と考えるのはアンバランスである。

第2に、信託債権者が受託者個人に債務の弁済を求めうることは問題ないわけであるが、信託債権者に弁済した受託者が残余財産の給付を受けた帰属権利者に何か主張できるかが問題となる。帰属権利者に対して求償などができるであろうか。旧信託法64条で準用する54条は、受託者の補償請求権に基づいて帰属権利者に帰属した信託財産に対する権利行使を認めていた。しかし、信託財産の清算についての規定を整備した現行信託法（特に、信託法181条）のもとでは、信託債務が弁済された後で残余財産を帰属権利者に帰属させることになっているので、受託者が後から帰属権利者に補償請求権を行使することについては規定がない。しかし、例外的に後から信託債務が残っていたことがわかり、それを受託者が弁済することがあるのであり、その場合にどうなるかを考えておく必要がある。私見としては、現行信託法のもとでは、旧信託法のような規定がないので、受託者が補償請求権を帰属権利者に移転した信託財産に対して行使することはできないと考えるが、不当利得の問題として解決することは可能であろう。受託者が信託債務を弁済した場合には、帰属権利者は取得した信託財産の価額の範囲で不当利得返還義務を負うのではないだろうか。なお、受託者が信託債権者に弁済した場合には、帰属権利者が受託者に対して不当利得返還義務を負うとして、信託債権者が受託者に請求することなく直接帰属権利者に対して不当利得返還請求権を有するかが問題となる。信託債権者は、第1次的には受託者が固有財産で債務を弁済する義務があるので、帰属権利者に対して直接不当返還請求することはできないと考える。

[注]

- 1 梅謙次郎・民法原理・総則編巻之1 236頁(1903年)以下が詳しい。なお、帰属権利者について定めた民法72条は、穂積陳重が起草責任者であったが、民法調査会における審議において、「帰属権利者」という用語でなく、単に「権利者」という表現でよいのではないかという質問に対して、穂積は、旧民法にはない新しい概念であることを認め、また、原語は何かという伊藤博文の質問に対して、原語は「あんふあるどとれーしょん」であると答えている(民法調査会議事録・日本近代立法資料叢書13巻(商事法務版)565頁以下)。穂積の言う原語は、ドイツ民法典第2草案41条などで使われているAnfallのことだと思われるが、正確にはAnfallberechtigteである。これを日本語に訳すと「帰属権利者」となる。
- 2 旧信託法62条は、「信託財産の帰属権利者」と表現する。中根不羈雄「信託帰属権利者の性質」法協46巻7号1154頁がこのことを指摘する。しかし、中根は、信託においても法人の場合と同様に、信託債務を弁済した後の「残余財産」だけを帰属権利者に引き渡すべきであると論じる。
- 3 それだからこそ、旧信託法64条は、54条を準用し、信託財産を帰属権利者に引き渡した後に、信託債権者に弁済した受託者が帰属権利者に移転した信託財産に対して強制執行をすることを認めたのである。清算後に残余財産を帰属権利者に引き渡す現行信託法には、旧信託法64条に相当する規定がない。
- 4 三淵忠彦・信託法通釈232頁は旧信託法63条の解説において、このような見解を述べる。
- 5 四宮和夫：信託法(新版)353頁は、「復帰信託」と「原信託の延長」の場合があるとする。
- 6 会社の清算については、会社法502条は、「清算株式会社は、当該清算株式会社の債務を弁済した後になければ、その財産を株主に分配することができない」と規定しており、信託法181条はこれにならったものと考えられる。
- 7 UTC187条(b)は、信託法181条と反対に、信託債権者への弁済が残っていても信託財産を帰属権利者に移転することができることを定めている。
- 8 D1-Law、判例ID:28180601およびLLI/DB判例秘書に登載。
- 9 中根・前掲論文1154頁
- 10 英米法では、所有者AがBに生涯権を与え、同時に、AからCに残余権(B死後の権利)を与えることで、Bの権利が消滅すると、Cが現実化した権利を取得する形の財産処分が可能である。残余権については、第1次財産法リステイトメント156条の「残余権(Remainder)」に関する説明を参照。
- 11 一般的には、受託者から帰属権利者へ残余財産が承継的に移転すると考えていたように思われる。たとえば、中根・前掲論文1184頁は、契約で設定された信託の帰属権利者は第三者のためにする契約によって権利を取得する第三者と同じで、受託者に対して債権的な残余財産引渡請求権を取得するという。この立場からは、帰属権利者の地位は信託行為によって既に条件付きで発生しているが、信託終了後に信託財産の権利は受託者から帰属権利者に承継的に移転することになる。ほかの信託法学説でも残余財産の帰属権利者への移転を考えている場合には、受託者から帰属権利者への承継的な移転を考えていたと思われる。

- 12 残余財産の帰属権利者への帰属は、受託者から帰属権利者への承継的な財産権移転であるという立場を前提にしての説明である。前述のように、受託者の信託財産に対する権利が信託終了によって消滅し、委託者から帰属権利者への条件付処分が現実化すると考えた場合には、受託者の処分行為は問題とならない。
- 13 四宮・前掲書 353 頁。もっとも、残余財産が受益者ないし委託者に移転する場合はともかく、そのいずれでもない第三者が帰属権利者である場合には、「信託の解除」ということでは説明できない。
- 14 第2次信託法リステイメント 344 条でも、同様のことが述べられている。
- 15 道垣内弘人「最近信託法判例批評 (3)」金融法務事情 1593 号 23 頁以下。
- 16 道垣内・前掲論文 23 頁以下は、旧信託法についての議論であるが、新信託法のもとでも妥当するものであろう。
- 17 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』(補訂版) 375 頁。
- 18 梅謙次郎『民法要義卷之一』73 頁以下(民法 33 条の説明)。「法律の仮定」(法律による擬制)によって法人格が与えられると説明する。
- 19 梅・前掲書 144 頁(民法 73 条の説明)。
- 20 ドイツ民法 49 条 2 項は、「社団法人は、清算の目的から必要な場合は、清算の終了まで存続するものと扱われる (Der Verein gilt bis zur Beendigung der Liquidation als fortbestehend, soweit der Zweck der Liquidation es erfordert.)」と規定する。
- 21 梅・前掲書 145 頁。
- 22 藤原弘道『注釈民法 (2)』269 頁(民法 73 条の注釈)。
- 23 小野傑「訴訟手続における受託者・信託財産・受益者の関係」東京大学法科大学ローレビュー No.4, 158 頁。

(不許複製・禁無断転載)

[非売品]

平成29年3月31日印刷

平成29年3月31日発行

信託の理論的深化を求めて

発行 ©公益財団法人 トラスト未来フォーラム

東京都千代田区大手町2-1-1

Tel. 03-3286-8480 (代表)

<http://www.trust-mf.or.jp/>

印刷：(株) デイグ